

令和3年3月12日

発言者	発言要旨
渋間副委員長	<p>コロナ克服・経済再生特命補佐（以下、「特命補佐」という。）の設置について昨日文書が配付されたが、具体的な職務内容を改めて教えてほしい。</p>
人事課長	<p>配付資料の職務内容に記載のとおり、専門的な知識経験や識見に基づいて、県政全般に亘る「知事の特命事項の処理」、「部局間の総合調整」に係る助言・調査等であり、専決などの権限はない。</p>
渋間副委員長	<p>権限がなくても、これまで副知事の職務にあった者が、県政全般に係る助言等で県政に参画するのは院政のようである。 特命補佐と副知事との明らかな違いは何なのか。</p>
人事課長	<p>副知事は、地方自治法に基づき、知事を補佐するとともに、知事の命を受け政策及び企画をつかさどり、知事の職務を代理する等の役割を担うが、特命補佐は、地方公務員法第3条第3項第3号に基づく非常勤の特別職で、そういった事務権限を一切有さず、助言や調査を行うものである。</p>
渋間副委員長	<p>決裁の権限がないだけで、実際の仕事は変わらないのではないか。 国において国会で否決した人物が政府機関の職に就くような例はあるのか。</p>
総務部長	<p>国と地方は異なる機関であるが、総務省では退官した事務次官が顧問に就くことがある。国会で否決された人物の例については、把握していない。</p>
渋間副委員長	<p>議会で否決した人物を任命するのであれば、議会にきちんと説明することが必要と考えるが、知事が説明する機会を設けるのか。</p>
総務部長	<p>昨日のうち配付した資料は知事まで諮った上で配付しており、特命補佐の設置については、今回の配付をもって説明したものと認識している。</p>
志田委員	<p>特命補佐を是認できないという意見もあるが、法制度上は成立するものである。今後の議論は具体的な職務は何か、それを逸脱したらどうするのか、ということである。</p>
楳津委員長	<p>現在議論になっている特命補佐について、特命補佐の運用基準を明確にし、それを遵守することを委員会の総意として本会議の場で申し上げることとしたい。</p>
高橋(啓)委員	<p>時間外勤務の削減については、業務の平準化の取組みが重要と考えるが、時間外勤務の状況及び削減に向けた取組みはどうか。</p>
人事課長	<p>今年度は通年での新型コロナ対応、7月の豪雨災害対応、12月の豚熱対応、2月の地震対応等突発的な事象が数多く発生し、業務が繁忙化している。 4月から2月までの職員1人当たりの月平均時間外勤務時間数は14.9時間（昨年度同期比0.6時間の増）であり、月当たりの時間外勤務時間数</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>が 80 時間以上となったことがある職員は本庁で 205 人、総合支庁で 74 人である。</p> <p>時間外勤務縮減に向けた取組みとして、今年度はウェブ会議を推進したほか、財政課の例では予算編成時における協議については原則勤務時間内、作成資料は必要最小限とするなどの見直しに取り組んでいる。</p> <p>来年度も前例にとらわれない新たな発想で引き続き仕事と家庭の両立を図り、能力発揮できるような職場環境づくりに努めたい。</p>
高橋(啓)委員	<p>県職員における精神疾患の現状はどうか。</p> <p>また、現職で亡くなった職員の実態はどうか。</p>
人事課長	<p>知事部局で精神系疾患により、30 日超の長期休暇を取得している職員数は 1 月末で 50 名弱であり、例年、同様の水準で推移している。</p> <p>現職死亡については、本年度は 4 名が亡くなっている。なお、昨年度は 1 名、平成 30 年度は 4 名である。</p>
高橋(啓)委員	<p>市町村のシステムの標準化、共通化についてどのように進んでいくのか。</p>
ICT 政策推進課長	<p>昨年 12 月に政府が自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画を発表し、自治体の業務システムの標準化、共通化を強力に進めていくこととなった。</p> <p>具体的な進め方は、市町村及び県で行う中核的な業務、例えば住民基本台帳、住民税、介護保険、児童手当、児童扶養手当等に係るシステムの標準モデルを作成し、政府が準備するクラウド基盤に搭載し、ベンダーが市町村又は県が活用できるようにサービスを提供する形で整備するというもので、令和 7 年を目途に推進していくというものである。</p> <p>市町村ではデジタル化に関する人材が不足し、組織的にも専門の部署がない団体もあることから、県は職員の育成、研修の実施、技術的な相談といった支援をしていきたい。</p>
高橋(啓)委員	<p>市町村における人材不足に対応するためのデジタルアドバイザーについて、詳細はどうか。</p>
ICT 政策推進課長	<p>デジタルアドバイザーは、今年度テレワーク環境の整備を実施した際に、IT コーディネータという資格を持っている者が所属する団体に対し、適任者 3 名に依頼したものである。</p> <p>具体的にはデジタル環境を整備した際のセキュリティ対策、使い方の運用の規約の設定等、貴重なアドバイスをいただいた。</p> <p>来年度は、このアドバイザーを各市町村の要望があった際に紹介する他、さらに各部局において、デジタル化に関係する施策を展開する上で課題が生じた際にも活用できるようにしたい。</p>
高橋(啓)委員	<p>新行革プランにおいて、職員数の削減に関する基本的な考え方はどうか。</p>
行政改革課長	<p>新たな行革プラン策定にあたり、本県を取り巻く社会環境については総合発展計画と同様に考えている。このため、現行のプランと変わらず、基本的にはスクラップアンドビルドを徹底し、限りある予算や人的資源を効果的、効率的かつ柔軟に配分していく考え方である。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
高橋(啓)委員	<p>なお、現行のプランにおいても、職員の削減目標は設定しておらず、新しいプランにおいても設定はしていない。</p>
行政改革課長	<p>県庁におけるデジタル化はどのように進めていくのか。</p> <p>県庁のデジタル化推進のため、来年度予算において行政デジタル化推進事業費として約4,500万円を計上している。</p> <p>内容については、RPAや押印廃止のための事業のほか、フリーアドレスの実証、ウェブ会議室の整備、AI議事録作成システム増設の5つの事業となっている。</p>
高橋(啓)委員	<p>総合支庁に予算が配分されなくなったことで、地域議員協議会において議論する部分が少なくなっていると感じる。平成28年度から地域振興局の設置等の見直しを行ったが、今後の総合支庁見直しの予定はあるのか。</p>
行政改革課長	<p>総合支庁については、平成13年の設置以降、専門性や総合力を発揮するための組織のあり方や本庁との役割分担などの視点で検証を行いながら随時体制の見直しを行い、平成28年度には、地域の実情に合った地域振興機能のあり方という視点から、総合支庁が担う地域振興の役割を市町村支援に重点化するため、総合支庁及び地域振興局に連携支援室を設置した。市町村支援に当たり、職員が定期的に市町村を訪問して、地域、市町村で異なる課題及び現状を丁寧に把握し、地域課題の解決に向けて連携して取り組んでいると認識している。</p> <p>また、予算については、道路河川の一般費などの地域予算の見直しにより、見直し以前は、各総合支庁に配分していたものを所管部経予算とし、最初の配分段階で調整できるようになったことで災害等においても本庁で迅速に対応できるようになっている。</p> <p>なお、行政改革課は、毎年1回以上、各総合支庁を巡回して、総務企画部長又は総合支庁長にヒアリングを実施し、特段の不便や問題は生じていないことを確認している。</p> <p>新たな行革プランでは、現在の総合支庁連携支援室を中心とする市町村支援の状況について検証を行うことにしており、現場の声や市町村の意見を丁寧に聴き取り、地域を取り巻く情勢の変化等も踏まえて、効果的な連携支援を進めていきたい。</p>
高橋(啓)委員	<p>私立高校の授業料の県補助について、年収910万円以上の世帯への無償化への流れについてどのように考えているのか。</p>
学事文書課長	<p>全国において、年収910万円以上の世帯に対して補助を行っているのは、すでに年収910万円未満世帯をすべて無償化している東京都のみである。</p> <p>このような状況下において、令和3年度は財政状況も考え所得が低い世帯への支援を優先したところである。子育て費用の段階的な無償化に向け私立高校に通う生徒の授業料負担への支援も段階的な拡充をしていきたい。</p>
高橋(啓)委員	<p>地域から始まった学童クラブが国の制度として確立されたように、年収910万円以上の世帯に対する私立高校授業料の無償化を地方が実施することで国の政策に反映していく必要があると考えるがどうか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
総務部長	県内で学ぶ高校生がその経済的負担に関係なく学べる環境を整備することは重要であることから、国へどう提示していくか県の財政状況も踏まえ戦略的に進めていきたい。
金澤委員	新しい行革プランにおける県と市町村との連携の考え方はどうなっているのか。
行政改革課長	新しい行革プランにおいても、これまで同様、連携を強化していく旨の記載をしたところである。総合支庁では相当な連携の努力をしていると認識しており、今後も、連携のあり方等について検証を進めて、連携の強化を図っていきたい。
金澤委員	県で検討している子育て費用の段階的な無償化事業について、市町村にもその負担を求めるという形にすると、財政的に対応できる市町村と対応できない市町村が出てくると考えるが、実態はどうなっているのか。
財政課長	<p>子育て費用の段階的な無償化については、今回の知事選で知事が公約として掲げ、知事選後短い期間の中で、今回の当初予算に盛り込むこととなったことから、担当部局においても、事前に市長会や町村会に対して相談を行い、そこでの要望を踏まえて、議会への予算内示日と同日に、市町村担当者や担当課長を集めて説明を行った。限られたスケジュールの中で可能な限り、市町村に対して情報提供を行った上で予算書を提出したものである。</p> <p>また、この事業については市町村へ負担を強制するものではなく、市町村の負担はあくまで任意であり、担当部局において丁寧に説明していくものと認識している。</p>
金澤委員	県全体で底上げするのが県の役割であり、できる市町村とできない市町村が生じて、県と市町村の連携が図れるのか疑問である。県と市町村の連携の前に、信頼関係を築く必要があると考えるがどうか。
総務部長	予算上は無償化に必要な額の1/2を計上しているが、当該事業については、今後、市町村の意見を踏まえ、信頼関係を築きながら制度設計の詳細を考えていくことになることから、市町村とともに「子育てするなら山形県」を目指していきたい。
金澤委員	今回の知事選における18歳及び19歳の投票率はどうだったのか。
選挙管理委員会書記長	<p>18歳及び19歳の投票率は52.37%で、全体の投票率62.94%と比較すると、約10ポイント下回っている状況であった。18歳に限れば64.70%であり全体の投票率を上回っているが19歳に限ると39.36%となり大幅に下回っている。なお、令和元年参議院選挙における投票率は、18歳では42.95%、19歳は30.43%であり、10代計で15.54ポイント上昇している。</p> <p>18歳の投票率については、県選管は市町村選管と協力し、高校への出前講座等を実施してきた成果が出ていると考えている。一方19歳の投票率が低くなるのは全国的な傾向でもあり、高校卒業し住民票を異動しないまま県外転出し、不在者投票を行わないことや、今回は特に新型コロナの影響があり、帰省できなくなったことが原因と考えられる。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>今後も総務省で作成した 18 歳、19 歳向けのチラシの配布について、県内すべての高校 3 年生、大学 1 年生を対象に実施するとともに、高校及び大学に対する出前講座を継続していきたい。</p>
志田委員	<p>特命補佐については、県民にも理解できるよう、何らかの形でより明確化、透明化することが必要と考えるがどうか。</p>
総務部長	<p>本日の委員会の議論等も踏まえ、現時点で答弁できるものはないが、検討しなければいけないものと思っている。</p>
志田委員	<p>本定例会の会期中に示されるべきと考えるがどうか。</p>
総務部長	<p>確約はできないが、会期末までを目指して頑張りたい。</p>
志田委員	<p>市町村との連携について、県が県内市町村長から意見を聴く機会はどのような形で行われているのか。</p>
市町村課長	<p>県と市町村の協議の場については、毎年定期的に年 2 回開催している。具体的には、知事及び部局長と市町村長が一堂に会して、毎年 5 月に市町村長会議及びこのメンバーに市町村議会の議長を加えた形で、毎年秋に、県・市町村行政懇談会を開催している。今年度は新型コロナの関係があり、夏場に 2 回目の市町村長会議をオンラインで開催した。</p> <p>年度初めの市町村長会議においては、県側から当該年度の県政運営や、各部局の主要施策を説明した後に、意見交換を実施するほか、県・市町村行政懇談会においては、県側から翌年度の県政運営の基本的な考え方を提示し、市町村と密接に関連する各部局の施策を説明した後に、市町村長の方から意見や提言をいただき、対応できるものについては県の施策や取組みに反映をしている。</p>
志田委員	<p>例えば、県・市町村行政懇談会を、予算編成がある程度固まる 12 月に実施するという考えられるのではないかと。</p> <p>また、秋田県や長野県が実施しているように、県と市町村の議論の場については要綱化していくことが重要と考えるがどうか。</p>
市町村課長	<p>県・市町村行政懇談会は、政策協議の場として実効性を上げるために、開催時期を工夫することについて、検討していかなければならないと考える。</p> <p>また、トップ同士での意見交換も重要であるが、実務者レベルでの意見交換が必要不可欠であり、特に今年度は、6 月補正においては、県と市町村とで同様の事業を予算化しているといった話や県からの情報提供が遅いという話があり、それを踏まえ、9 月補正においては、市町村との連携事業を検討していた部局にあっては、検討中の事業について実務者レベルで、情報提供を行い、実際に連携事業を考えていた部局においては、そのような形で対応しており、実務者レベルのコミュニケーションという観点からは、効果があったものと考えている。</p> <p>さらに、令和 3 年度の当初予算についても、毎年 12 月に当初予算要求概要を公表し、市町村には通知のみに留まっていたものを、議会に内示したその翌日に市町村向けのオンライン会議を開催し、特に市町村連携事業に</p>

発 言 者	発 言 要 旨
みらい企画創造部長	<p>ついて、各部局から情報提供を実施したところである。</p> <p>事務レベルで、県の施策事業を市町村に情報提供していくことについては、事前提供の取り組みというふうなのは、今後とも来年度以降も継続していきたいと考えている。</p> <p>要綱の制定については、その形式や拘束力等について課題があると思うが、市町村とのコミュニケーションを通じて理念的なものについては検討しなければならぬものとする。</p>
志田委員	<p>被災者生活再建支援について、1月28日に実施した市町村との検討会の概要はどのようなものか。</p>
防災危機管理課長	<p>本県独自の被災者生活再建支援制度の創設に向けた検討会については、県内の8市町村、具体的には令和2年7月豪雨で住宅等に大きな被害を受けた市町村の担当者をメンバーにオンラインで開催した。</p> <p>検討会においては、県から長野県の制度を紹介し、これをベースに本県で同様の制度を導入するにあたり、どのような課題があるのかについて意見交換を行った。その中では、課題として各市町村とも厳しい財政状況において新たな制度創設となれば財政負担が生じること、どの程度の災害規模に対してこの制度を適用するのか、どの程度の住宅の被害まで支援の対象とするのか、支援する金額はどう設定するのか等が課題として挙げられた。</p> <p>今後、これらの課題について、引き続き市町村と協議をしていきたい。</p>
志田委員	<p>本県独自の被災者生活再建支援制度の創設による市町村の負担について、国による支援はあるのか。</p>
防災危機管理課長	<p>都道府県が政府と同じ枠組みで独自の被災者生活再建支援制度を実施した場合については、その経費の1/2については、特別交付税で措置されるが、市町村が負担する分については、その対象にはならない旨の回答を内閣府から得たことから、制度設計の際には、このことも十分踏まえた検討が必要であるとする。</p>
志田委員	<p>独自の被災者生活再建支援制度を実施している都道府県のうち、市町村の負担について、市町村全体で負担するスキームを採用しているところもあると聞いたが、本県でも進めていくべきと考えるがどうか。</p>
防災危機管理課長	<p>市町村振興協会に基金として各市町村が拠出するスキームについても、市町村には紹介していきたい。</p> <p>しかし、このスキームにもメリット及びデメリット双方があり、十分に市町村と議論していかなければと考えている。</p>
渋間副委員長	<p>今定例会に提案された山形県公立大学法人の中期目標にある、「社会の変化に対応した大学運営」について、全国的に短期大学に対する需要が減少する中で、米沢女子短期大学も4年制を目指すべきと考えるがどうか。</p>
学事文書課長	<p>短期大学の状況については、全国の短大の学校数は平成8年の598校をピークに減少し、令和元年5月時点で328校となっている。うち、公立短</p>

発 言 者	発 言 要 旨
洪間副委員長  学事文書課長	<p>期大学は、平成 21 年度から 30 年度の 10 年間で、10 校廃止されており、うち 7 校が、4 年制大学への移行に伴うものとなっている。また、現存する 17 校中 4 校においても、4 年制大学へ移行するため、募集を停止している。</p> <p>米沢女子短期大学については、中期目標にもあるように、社会の変化や地域のニーズを捉えて、より幅広い見地から教育研究上の課題を把握し、中長期視点から大学と県が連携し、そのあり方を検討することになっている。現時点では決まったものはないが、今後、学科再編や男女共学化などが検討される中で、4 年制化についての議論もなされるものと考えられる。</p> <p>私立高校は、県立養護学校に入学するほどではない軽度の障がいをもった児童の受け皿になっていると考えるが、そのような生徒を受け入れる私立学校への支援又は軽度の障がいを持った児童であっても県立養護学校に入学できる仕組みづくりは考えられないのか。</p> <p>私立高校における特別な支援を必要とする生徒の状況は増加傾向にあり、平成 26 年度は 485 人だったが、令和 2 年度は 920 人と約 2 倍になっている。</p> <p>公立の特別支援学校については、学校教育法で特別支援学校の支援対象となる障がいの程度が定められており、公立の特別支援学校への入学を希望する場合、事前に特別支援学校において保護者と教育相談を実施する必要がある、その中で生徒の障がいの程度や中学校での生活の状況を確認するとともに、生徒の意向等も考慮し、当該生徒の将来を見据えた、きめ細かい対応を行っているとしている。</p> <p>また、特別支援教育を行っている私立学校への支援については、平成 26 年度から私立高等学校等特別支援教育推進事業を実施し、特別支援教育に関する業務をサポートする支援員を配置するための経費を補助している。令和 3 年度についても 7 校で事業を実施予定となっている。</p> <p>技能実習生の在留資格について、新型コロナによって期限が切れた方の把握等についてはどうなっているのか。</p> <p>技能実習生については、1 年又は 2 年間、実習期間に応じて在留資格が認められているが、飛行機の欠航などにより実習期間が終了しても帰国が困難な場合は、在留資格を技能実習から特定活動に変更できる制度になっている。この資格については帰国することが困難な状態が続く限り期間更新が可能となっており、技能実習生が不法状態になっている事例は、県内では把握していない。</p>
<b>【請願 21 号の審査】</b> 石黒委員  市町村課長	<p>仮に公開討論会を条例化して開催を目指していく場合、どのような課題があるのか。</p> <p>公開討論会の条例化にあたり、3 点検討すべき事項がある。</p> <p>1 つ目は対象とする選挙の範囲であり、請願は知事選挙を想定しているものと推察されるが、従前、公職選挙法に基づき実施していた立会演説会については、衆議院選挙、参議院選挙、県知事選挙、県議会議員選挙及び市町村長選挙を対象にしていたことから、対象の範囲を明確にする必要がある。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>ある。2つ目は立候補予定者の参加義務付けと政治活動の自由との関係であり、参加を義務づけることで違憲となる可能性がある。なお、立会演説会でも、参加は義務づけではなく申出によるものであった。3つ目は立候補予定者間の公平性・公正性の確保であり、公開討論会后に立候補を決めた者や様々な事情により参加できなかった者に対する公平性・公正性をどのように確保するのかを考慮する必要がある。</p> <p>全国で唯一、昨年6月に愛知県新城市で公開政策討論会条例を制定しているが、当該条例に基づいた公開討論会はまだ実施されていない。新城市長の任期は11月10日満了であることから、公開討論会が開催される予定であり、その状況も注視していかなければいけないと考える。</p> <p>県としては、意見にも記載した通り、検討すべき課題があり、慎重に検討していく必要があると考える。</p>
石黒委員	<p>この件については、市町村課長の答弁にあった事項について調査研究すべきと考え、継続審査が妥当である。</p>
渋間副委員長	<p>公開討論会については、これまで青年会議所が答弁にあった事項に留意しながら主体的に実施してきた。理念条例や努力規程であってもよいと考える。私はこの願意と考える。</p>
高橋(啓)委員	<p>実効性が担保されないという点において問題があると考え。継続審査とすべきである。</p>
志田委員	<p>11月に市長選挙を行う愛知県新城市が、条例に基づき公開政策討論会を実施する。それまで委員会において十分に検討していくべきと考えるがどうか。</p>